

大阪府監査委員告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年1月28日

大阪府監査委員 和田 秋夫
同 赤木 明夫
同 清水 涼子
同 藤原 敏司
同 大西 寛文

指摘事項に対する措置 (リース資産について)

監査対象機関名	公益財団法人大阪府保健医療財団	
監査実施年月日	平成24年11月5日から同年12月7日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>公益財団法人大阪府保健医療財団では、ファイナンス・リース取引の会計処理について、以下のように公益法人の会計基準に準拠していない事案があったため、適切に処理されたい。</p> <p>(1) 流動負債と固定負債の分類では、支払の期限が1年を超えるものは固定負債として区分されるにもかかわらず、全額流動負債に計上されていた。</p> <p>(2) 収支計算書上、資金の範囲に含めるべきではないリース債務がその範囲に含まれていた。</p>	<p>平成24年度決算においてファイナンス・リースに係る負債については、固定負債の長期リース負債に計上するとともに、収支計算書に対する注記のうち、2次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳を修正した。</p> <p>その後、平成25年度監査において、「支払期限が貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に到来する17,556千円については、流動資産に計上されたい」との検出事項（事務処理）が出された。</p> <p>このため、平成25年度決算において1年以内に納期の到来する17,556千円について流動負債に計上した。</p> <p>今後は、顧問会計士による職員研修を実施するなど職員の会計事務処理研修を強化し、適正な事務処理に努める。</p>